



## 市の財政状況をお知らせします 平成31年度一般会計

固財政課 ☎0848・67・6028

### 予算の状況

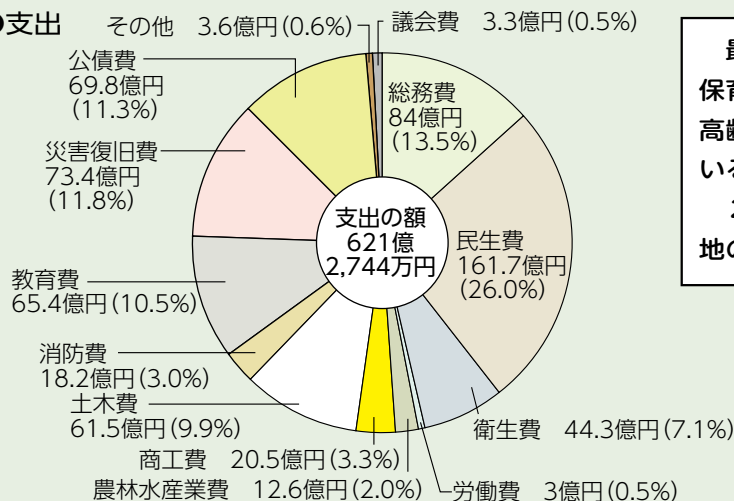
平成31年度当初の一般会計予算額は501億9,700万円でしたが、国の補正予算に伴う小・中学校の施設整備などによる補正増や平成30年度からの繰り越しによって、3月末時点の予算額は621億2,744万円になりました。

### ●収入

主な市税収入は、市民税(55億円)、固定資産税(66.9億円)、都市計画税(7.6億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
621億2,744万円	138億8,149万円	22.3%

### ●支出



最も大きな支出は、民生費(161.7億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスなどに使われているぞ。

2番目に大きな支出の総務費は、駅前東館跡地の整備などに使われてい



### 市債(借入金)と基金(貯金)の状況(令和2年3月31日現在)

市債のうち、臨時財政対策債(190億円)は返済額の100%を国が負担します。また、学校や道路を建設するための事業債(416.9億円)の返済額の約7割(約291億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
606億9,191万円	146億7,563万円

### ●1世帯当たり換算すると……

市債現在高は 138万8,037円	基金現在高は 33万5,635円
----------------------	---------------------

※令和2年3月末現在の市の世帯数43,725世帯から算出しています。

### 市が保有する財産の現在高(令和2年3月31日現在)

財産		現在高
土地(地積)		8,260,495.47㎡
建物(延床面積)		489,429.45㎡
基金	一般会計	146億7,563万円
	特別会計	37億6,643万円
有価証券		29億985万円
出資金		3億3,388万円
貸付金		2億7,036万円

### 水道事業の経営状況(令和2年3月31日現在)

平成31年度の経営状況は、収益31億5,148万2千円、費用25億7,464万5千円で差し引き5億7,683万7千円の利益が出ました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。

詳しい財政状況は、市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。次回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。



## 国保だより

# 加入者みんなので支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡などの保険給付の大切な財源となります。

### ● 税率・課税限度額

保険税率は県が示す標準保険税率を基に決定します。今年度は資産割税率を2%減らし、それ以外の税率などを据え置きました。税率と課税限度額は表1のとおりです。今後も毎年、保険税率などを見直します。

### ● 軽減判定所得の基準と課税限度額を引き上げ

国保税は世帯の所得に応じて、均等割額と平等割額の合計額が、7割・5割・2割軽減されます。5割軽減は被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減は被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円にそれぞれ改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。また、医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護分を16万円から17万円に引き上げました。

### ● 世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。

表1 今年度の保険税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40~64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.11%	2.31%	1.91%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	4.00%	—	—
③均等割額[加入者1人当たり]	26,580円	9,270円	9,904円
④平等割額[1世帯当たり]	19,872円	6,459円	4,544円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※①~④の合計額が年間の国保税額となります。  
※課税限度額とは税額の上限のことです。

きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。  
第1期の納期限は今年31日(金)までです。

### ● 納付は口座振替で

市では国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内の金融機関で手続きしてください。

**用** 通帳、金融機関届出印、納税通知書  
※口座振替をする税目の指定はできません。手続した場合は、全ての市税が口座振替になります。

### ● 年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

### ● 国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

- 因** 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人
- 申** 雇用保険受給資格者証・保険証・対象者のマイナンバーが確認できる物・印鑑を持って市民税課へ

### ● 国保税の減免制度

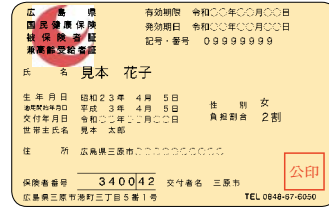
次の人は国保税が減免されます。  
**因** 疾病や事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが前年に比べて著しく減少した人  
※詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

### ● 納付が困難なときは相談を

新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

## ●新しい保険証(兼高齢受給者証)が届きます

今月末までに、新しい保険証(オレンジ色)が普通郵便で届きます。8月1日から使用してください。70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が一体となった保険証兼高齢受給者証が届きます。



▲70歳以上の人の保険証兼高齢受給者証

## ●限度額適用認定証などの更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所で手続きしてください。

**用** 保険証・マイナンバーが確認できる物・印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書・入院証明書など)が必要です。ただし、低所得Iの所得区分の人は除きます。

## 後期高齢者医療だより

### ●新しい被保険者証が届きます

今月下旬に新しい被保険者証(紫色)が届きます。8月1日から使用してください。

### ●認定証の申請・更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示すると、医療費の自己負担限度額などが軽減されます。

**申請方法** 被保険者証と印鑑を持って保険医療課または各支所へ

※今までに手続きし、8月からも対象となる人には認定証を被保険者証に同封して送付します。

※詳しくは被保険者証と一緒に送るお知らせを確認してください。

### ●今年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は64万円です。

表1 今年度の年間保険料の算出方法

均等割額 46,451円	+	所得割額 (総所得額など-基礎控除33万円)×所得割率8.84%	=	年間保険料 (限度額64万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	--------------------

表2 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	下記以外の場合	7.75割軽減	10,451円/年
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	7割軽減	13,935円/年
33万円+(28万5千円×世帯内の被保険者数)以下の場合		5割軽減	23,225円/年
33万円+(52万円×世帯内の被保険者数)以下の場合		2割軽減	37,160円/年

※健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療制度に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

### 均等割額の軽減

表2に該当する人は、均等割額を軽減して年間保険料を算出します。今年度から5割・2割軽減は、対象所得の基準が引き上げられ太枠部分のとおりのとなりました。

### ●保険料の納付

今月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は納付書か口座振替での納付になります。

年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

### ●納付が困難なときは相談を

新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

### ●不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。

還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

国保医療課(国保について) ☎0848・67・6050  
(後期高齢者医療について) ☎0848・67・6056  
市民税課(税額・保険料について) ☎0848・67・6030

税制収納課(納付について) ☎0848・67・6035  
(口座振替について) ☎0848・67・6034